

B.革新 一制度設計（競技関連）

NO	内容	
1	サラリーキャップ	①改定時期・対象決定 ②最低年俸 ③為替・税金計算概要 ④詳細項目（付帯条件等） ⑤プロ・アマ人数 ⑥ラグジュアリータックス（仮称）の用途 ※継続資格認定違反制裁金も同様の用途とする ⑦インジュアリーリスト登録時・途中契約解除時の追加選手と契約金
2	オンザコート	①若手枠の定義変更 ②B.LEAGUE ONE/B.LEAGUE NEXT オンザコートルール
3	選手流動性	育成契約制度
4	ドラフト	①初回ドラフトの対象定義 ②報酬概要 ③練習環境部分更新情報
5	カーディング	地区分け
6	ポストシーズン	B.LEAGUE PREMIER ポストシーズンの会場制約

①改定時期・対象決定

- ・改定検討時期 : **2026年12月理事会**
- ・改定金額・対象期間 : **その際に決定する**

②最低年俸

- ・B.LEAGUE PREMIER **800万円** (消費税別)
※ドラフト経由選手は報酬表に準ずる(3年間の支払合計額の年単価が800万円以上となる)
- ・B.LEAGUE ONE **360万円** (消費税別) 新人選手上限 **460万円** (消費税別)
- ・B.LEAGUE NEXT **290万円** (消費税別) 新人選手上限 **460万円** (消費税別)

③為替・税金計算概要

- ・B.LEAGUE PREMIER キャップ：8億円 (消費税別/その他税込) フロア：5億円 (消費税別/その他税込)
- ・B.LEAGUE ONE
 - 一本入会クラブ キャップ：4億円 (消費税別/その他税込) フロア：1.5億円 (消費税別/その他税込)
 - 一仮入会クラブ キャップ：4億円 (消費税別/その他税込) フロア：1億円 (消費税別/その他税込)

【為替】

2シーズン前の7月1日～翌年6月30日(すべて17:00時点の終値とする)の平均値で設定
(複数年契約を交わした場合は契約満了まで維持)

※為替計算によるキャップオーバーは認められない

※日本銀行にて公開される「為替相場(東京インターバンク相場)」を参照するものとする

・ https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/fm08_d_1.html

・ インターバンク市場参加者等から聴取したオファー(売り値)とビッド(買い値)の中間値(TTM)

【税金】

全選手グロス契約とする(消費税を除く全ての税金、エージェントフィーを含む基本報酬とする)

サラリーキャップ算出における居住・非居住判定基準はリーグにて別途設定する

→客観的に居住と判定すべき環境下において恣意的に非居住として申告をさせないため

→虚偽申告(リーグ基準により居住と判定されるべき環境において非居住と申告)は厳罰処置

※リーグの設定する基準は、サラリーキャップ算出における基準であり、実際の納税は国税局や各税務署の指示に従って行うこと

④詳細項目

対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

付帯条件①

住居(光熱費、通信費含む)、自動車、航空券、固定インセンティブ等の平均相場が見込めるものを別途規定値として設定



住居

- ~2DK 80,000円/月(契約月で乗算) ※単身想定
- 2LDK~ 100,000円/月(契約月で乗算) ※所帯想定
- 手当 支給額を直接キャップ換算



交通手段

- 自動車貸与 40,000円/台月(契約月で乗算)
- 手当 支給額を直接キャップ換算
- 自転車等 キャップ換算なし



航空券

- 国内 500,000円/シーズン
- 海外 2,000,000円/シーズン
- 手当 支給額を直接キャップ換算



固定インセンティブ
(サインボーナス・支度金等)

- 固定インセンティブは支払額を直接キャップ換算

付帯条件②

変動インセンティブ(出場給/勝利給/賞金分配)、グッズロイヤリティ、イベント・メディア出演料
※別途リーグ申告用フォーマットをクラブ向けに策定
※キャップオーバーを認める変動インセンティブ(出場給/勝利給)は、チーム全体の基本報酬総額の20%を上限とする
ただし、リーグから支払われる賞金分、グッズロイヤリティ、イベント・メディア出演料は除く

⑤プロ・アマ人数

B.LEAGUE PREMIER

1. 日本人： プロのみ
2. 外国籍： プロのみ
3. 帰化orアジア特別枠： プロのみ
4. U22枠（ユース育成強化枠）： プロのみ
5. 特別指定選手制度： プロ/アマ可能
6. ユース育成選手制度（ユース育成特別枠）： アマのみ

B.LEAGUE ONE

1. 日本人/外国籍/帰化orアジア特別枠： アマ2名以下
2. U22枠（ユース育成強化枠）： プロのみ
3. 特別指定選手制度： プロ/アマ可能
4. ユース育成選手制度（ユース育成特別枠）： アマのみ

B.LEAGUE NEXT

1. 日本人/外国籍/帰化orアジア特別枠： プロ5名以上
2. U22枠（ユース育成強化枠）： プロのみ
3. 特別指定選手制度： プロ/アマ可能
4. ユース育成選手制度（ユース育成特別枠）： アマのみ

⑥ラグジュアリータックス（仮称）の使途

対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

	発生ケース	税率	算出タイミング	備考
1	インジュアリーリスト入りに伴う追加契約	100%	シーズン終了後	追加契約はリスト入りした選手の報酬/期間を上限とする
2	外国籍選手の代表活動離脱に伴う追加契約	100%		追加契約は代表入りした外国籍選手の報酬/期間を上限とする
3	契約解除入りに伴う追加契約	100%		追加契約は契約解除した選手の報酬/残期間を上限とする ↳ 契約解除した選手の当初報酬（もしくは違約金）もキャップへ加算
4	変動インセンティブ ↳ 出場給、勝利給、賞金分配、ロイヤリティ、 イベント・メディア出演料等	50%		変動インセンティブの「チーム総額」は選手基本報酬「チーム総額」の20%を上限とする ↳ リーグから支払われる賞金を原資とした分配金は20%には含めない ↳ ロイヤリティ、イベント・メディア出演料は20%には含めない
5	継続資格認定制裁金	-	ライセンス審査時	継続資格認定の売上高・入場者数基準において1期、または2期連続で未充足の場合 ↳ リーグ規約上の制裁金の最大金額は5,000万円であり、それを超えることはない

- 使途 -

監査で発生する経費相当分をリーグにて差し引いた後残りをユース分配金原資や審判の研修・育成費といった競技レベル向上を目的とした事業の原資とする

メリット

- ・間接的にもクラブへ還元できる項目へまとまった金額での投資ができる
- ・現金でのクラブ分配ではないため、シーズン終了後にクラブの決算へ影響しない

デメリット

- ・各クラブによる独自の投資項目への活用ができない
- ・サラリーキャップ超過によりラグジュアリータックス（仮称）を支払うことになったクラブも同等の還元を受けることになる

⑦インジュアリーリスト登録時・途中契約解除時の追加選手と契約金

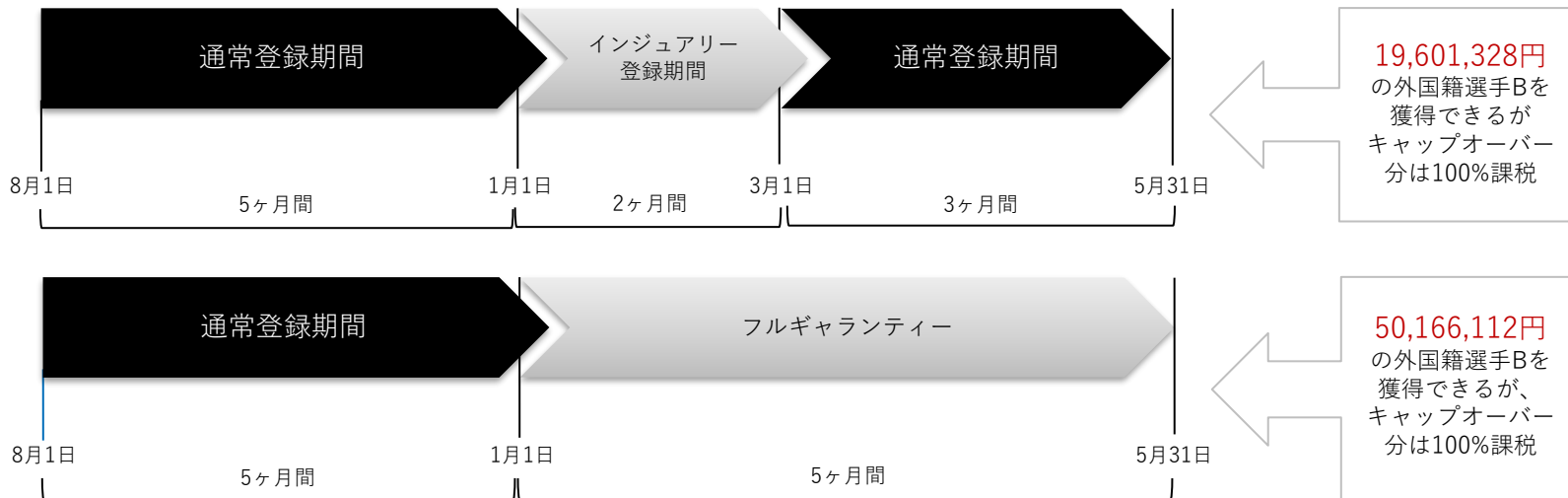
対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

8月1日から5月31日=301日の契約しているサラリーキャップ上1億円の報酬を得ている外国籍選手A

インジュアリーリスト登録	契約解除
1月1日から2月28日=59日のインジュアリー登録	1月1日から5月31日=151日の契約解除
100M x 59 / 301 = 19,601,328円 (小数点以下切り捨て)	100M x 151 / 301 = 50,166,112円 (小数点以下切り捨て)



①若手枠の定義変更

対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

B.LEAGUE
NEXT

ユース育成特別枠 (仮称：ユース育成選手制度)

① 条件 (ユース所属歴)

- ・所属期間を6か月以上に変更

	現行制度 B1/B2共通	B.革新以降 (2026-27~) B.PREMIER/B.ONE/B.NEXT 共通
対象	BユースU15/U18所属選手	BユースU15/U18所属選手
条件	所属歴3か月以上	所属歴6か月以上
登録期間	3か月以上	3か月以上
登録人数	最大2名	最大2名
エントリー	外枠2名	外枠2名

U22枠 (仮称：ユース育成強化枠)

① 対象/条件 (ユース所属歴)

② エントリー数

③ 契約年数/報酬 (上限・下限)

- ・ユース出身選手 (22歳以下) を対象にした契約制度
⇒大学2年生世代：ドラフト対象とする
- ・U15/U18チームに連続1年以上の所属がある選手
- ・エントリーを2名に拡大
- ・契約期間は、(3年)～4年の複数年契約のみ
- ・ユース育成強化枠の選手は、
B.PREMIER/B.ONE/B.NEXT 共通の基本報酬 (上限下限)
+インセンティブ

	現行制度 B1/B2共通	B.革新以降 (2026-27~) B.PREMIER/B.ONE/B.NEXT 共通
対象	BユースU15/U18出身選手 大学1～2年生世代	BユースU15/U18出身選手 ※高校卒業直後
条件	所属歴3か月以上	所属歴連続1年以上
登録人数	最大2名	最大2名
エントリー	外枠1名	外枠2名
契約年数	3年～4年 (最大)	3年～4年 (最大)
報酬	B1/B2共通 3年：900万～1380万 4年1200万～1840万 ※インセンティブなし	B.PREMIER/B.ONE共通 360万 (下限)・460万 (上限) を基本報酬額 3年：1080万～1380万 ※インセンティブあり

①若手枠の定義変更

対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

B.LEAGUE
NEXT

特別指定選手制度

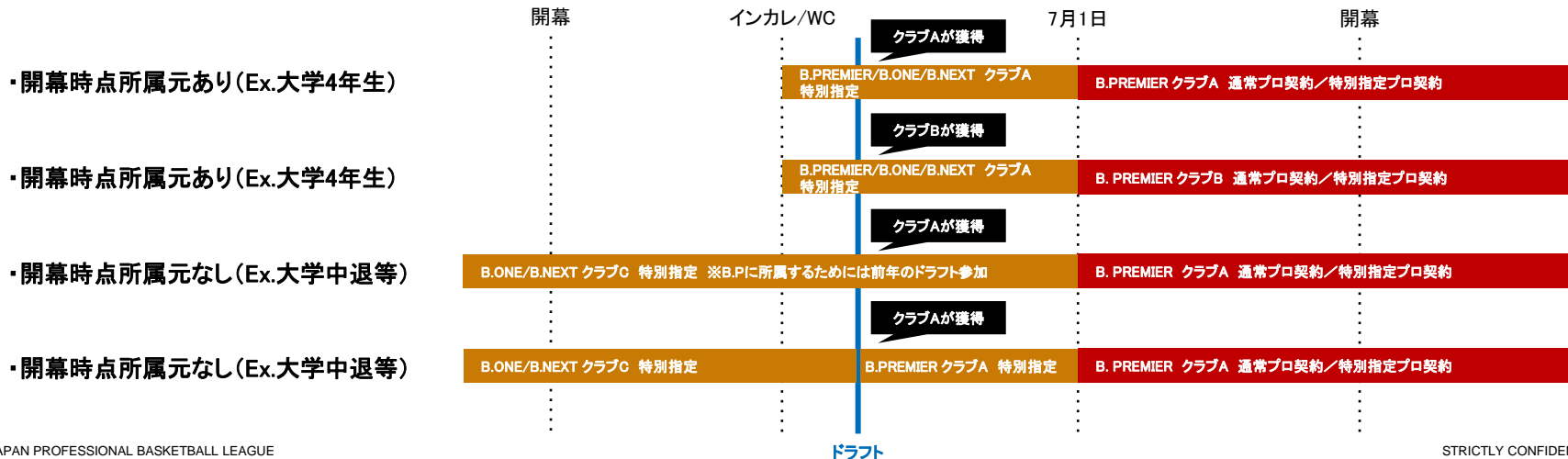
翌シーズンの通常プロ契約が締結されている選手に限定せず、これまで通り特別指定選手としての登録を認める
ただし、開幕時点で所属元を持たない選手は一部B.PREMIERクラブでの登録制限あり ▶ **いわゆるアーリーエントリーの制度ではない**

条件1

年齢：前シーズン4月1日時点で満22歳未満であること

条件2

国籍：日本国籍を持ち、外国籍選手ではないこと



② B.LEAGUE ONE/B.LEAGUE NEXT オンザコートルール

- ・ 外国籍選手が常に2人出場可能（登録・ベンチ入り 3名）
- ・ 帰化/アジア：常に1名出場可能（登録・ベンチ入り 1名）

外国籍:3名_オンザコート2

		下限	上限	
登録 <small>※現状10～13名</small>	登録可能数	10名	13名+ α （育成枠）	
	内訳	外国籍	-	3名
		帰化/アジア	-	1名
		日本人	6名	13名
		特別指定	-	2名（上限外数）
		U22	-	2名（上限外数）
ユース育成	-	2名（上限外数）		
エントリー <small>※現状7～12名</small>	エントリー可能数	7名	12名+ α （育成枠）	
	内訳	外国籍	-	3名
		帰化/アジア	-	1名
		日本人	3名	12名
		特別指定	-	2名（上限内数）
		U22	-	2名（上限外数）
ユース育成	-	2名（上限外数）		
出場	出場可能数	5名	5名	
	内訳	外国籍	-	2名
		帰化/アジア	-	1名
	日本人	2名	5名	

③選手流動性



育成契約選手制度

対象

B.LEAGUE
PREMIER

B.LEAGUE
ONE

B.LEAGUE
NEXT

育成契約選手制度

当該選手の同意なくクラブの意思で当該選手を期限付移籍させることが可能な契約制度。
報酬額の下限上限ルールはその他選手と同じとし、諸ルールは以下の通り。

- 1 B.PREMIERからB.NEXTへの移籍は不可とする。選手の合意があればその限りではない
- 2 契約枠は2名まで。年齢を25歳以下の選手（国籍問わず）とする。
- 3 現契約は維持され、移籍元・先の負担割合は両クラブの協議によって決定される。
Ex)移動・引っ越しに伴い諸経費の負担割合、期間や戻すための条件など
- 4 対象2名の選手は本制度の趣旨が記載された契約書にサインする



① 初回ドラフトの対象定義

対象

B.LEAGUE
PREMIER

対象外選手

- (1)2024-25シーズンまでにB1、B2、B3いずれかの登録実績のある選手（特別指定及びユース育成特別枠を除く）
 (2)2025-26シーズン開幕時点で2026年6月30日を含む選手契約を締結している選手
 (3)前項において所属元のある特別指定選手は除く
 (4)外国籍選手（アジア特別枠含む）および帰化選手
 ※2025-26シーズン開幕以前に新人選手との2026-27シーズンを含む複数年契約を行った場合、B.革新以降の報酬額も原契約（460万円上限+規定額内インセンティブ）が最優先され、複数年契約2年目以降に新人選手の対象条件を外れたとしても、報酬額UPを含む契約巻き直しは認められない。

2025年1月1日 2025年7月1日 2025-26開幕 2026年1月1日 2026年6月30日

① 継続選手：対象外

通常プロ契約

② 2025-26からプロ：対象外

※これ以前にB1、B2、B3
での登録実績なし

通常プロ契約

③ 2025-26からプロ：対象外

特別指定 別団体の所属元あり

通常プロ契約

④ 2024-25までに登録実績あり
2026-27からプロ復帰：対象外

通常プロ契約

通常プロ契約

⑤ 2026-27からプロ：対象

※これ以前にB1、B2、B3
での登録実績なし

通常プロ契約

⑥ 2024-25までに特別指定で登録実績あり
2026-27からプロ：対象

特別指定 別団体の所属元あり

通常プロ契約

⑦ 2025-26までに特別指定で登録実績あり
2026-27からプロ：対象

特別指定 別団体の所属元あり

通常プロ契約

④ドラフト



②報酬概要

対象

B.LEAGUE
PREMIER

2年契約+プレイヤーオプション	日本の高校 海外の高校 卒業		日本の大学 海外大学 (NCAA D1除く) 在学/中退/卒業		NCAA D1 在学/中退/卒業 B.LEAGUE ONE経験		世界大会代表経験あり/ 海外リーグ (NBA除く) 2年以内	
	年俸		年俸		年俸		年俸	
スペシャル (※)	-		-		-		1億円	
1巡目	1,400万円		1,800万円		3,000万円		3,500万円	
2巡目	1,100万円		1,400万円		1,800万円		2,500万円	
それ以降	800万円		1,000万円		1,400万円		1,800万円	

3年契約	日本の高校 海外の高校 卒業		日本の大学 海外大学 (NCAA除く) 在学/中退/卒業		NCAA 在学/中退/卒業 B.LEAGUE ONE経験		世界大会代表経験あり/ 海外リーグ (NBA除く) 2年以内	
	契約金	年俸	契約金	年俸	契約金	年俸	契約金	年俸
スペシャル (※)	-	-	-	-	-	-	1.5億円	5,000万円
1巡目	2,400万円	600万円	3,000万円	800万円	4,500万円	1,500万円	6,000万円	1,500万円
2巡目	1,800万円	500万円	2,400万円	600万円	3,000万円	800万円	4,500万円	1,000万円
それ以降	1,200万円	400万円	1,800万円	400万円	2,400万円	600万円	3,000万円	800万円

※スペシャル：NBA (Gリーグとの2way契約除く) 契約選手、世界大会 (FIBA W杯、オリンピック本戦) 出場平均15分以上の選手が対象。

② 練習環境部分更新情報

B.LEAGUE PREMIER

スタッフ区分	最小要件
1.編成(GM/スカウト)	1人 : ヘッドコーチとGMの役割は明確に分けることを想定
2.ヘッドコーチ	1人 : 最上位役職としては既存据え置き (S級)
3.コーチ	4人 : A級のコーチを最低1名 : スキルコーチ、ビデオコーディネーター含む
4.ストレングス	1人 : 次ページの資格要件を適用
5.アスレチックトレーナー	2人 : 次ページの資格要件を適用
6.マネージャー (通訳兼務可)	2人
総数	11人

② 練習環境部分更新情報

対象

B.LEAGUE
PREMIERB.LEAGUE
ONE

- 現行B1B2クラブライセンス交付規則 -

アスレティックトレーナー

1人

- ① 理学療法士 / ② 柔道整復師
- ③ あん摩マッサージ指圧師 / ④ はり師
- ⑤ きゅう師 / ⑥ JSPO-AT
- ⑦ 上記①～⑥に準ずる資格（海外の資格を含む）を持ち、Bリーグが認めた者

ストレングス&コンディショニングコーチ

- 規定無し -

- B.LEAGUE PREMIER / B.LEAGUE ONE(※) -

アスレティックトレーナー

2人

- (1) 1名はJSPO-ATまたはBOC-ATCの資格を保有しており、別途1名も以下いずれかの資格を保有していること（JSPO-AT、BOC-ATC、理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
- (2) いずれもB1B2リーグ、およびB.PREMIER、B.ONE、B.NEXTを含むトップリーグでのAT従事歴が3年以上あること。このとき、トップリーグが指すものは五輪種目であり日本を含む各国のトップカテゴリリーグとし、Bリーグが認めた者とする。ただし、NCAAは特例的にこれに含む

ストレングス&コンディショニングコーチ

1人

- (1) NSCA CSCS、NSCA CPT、CSCCA、JATI-ATI、JATI-AATIまたはJATI-SATIのいずれかの資格を保有していること
- (2) B1B2リーグ、およびB.PREMIER、B.ONE、B.NEXTを含むトップリーグでのS&Cコーチ従事歴が3年以上あること。このとき、トップリーグが指すものは五輪種目であり日本を含む各国のトップカテゴリリーグとし、Bリーグが認めた者とする。ただし、NCAAは特例的にこれに含む
- (3) 2029-30シーズンより前1項規定の「NSCA CPT」「JATI-ATI」は対象外とする

※B.NEXTライセンスの交付を受けたB.ONE仮入会クラブは本要件適用の対象外とする
ただし、2028-29シーズン以降に水準を引き上げることも今後検討

②練習環境部分更新情報

対象

B.LEAGUE
PREMIER

- 現行ライセンス交付規則 -

要件設定なし



- B.LEAGUE PREMIER -

練習場および ウェイトトレーニング施設規程

<https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/r-40.pdf>

B.PREMIERライセンス認定に伴う必須
基準であり、ライセンス審査要件となる

- ・ 「利用自由度」に関する基準設定
- ・ 「設備」に関する基準設定
- ・ 「立地」に関する基準設定

2024年8月22日に一部改定済み



地区分け

対象

B.LEAGUE
PREMIERB.LEAGUE
ONE

案	内容	採用タイミング
都道府県コード	都道府県コードを用いて振り分ける ・各地区の所属クラブの多くは固定 ・遠征費は相対的に少ない	2026-27シーズン

- ・地区間でクラブ数が異なる場合の地区ごとのクラブ数の決定方法(ex：全体23クラブ→12クラブ/11クラブ)
抽選にて実施（クラブ数ならびに地区数が変わらない場合も抽選は毎年実施）
- ・都道府県が同一の場合の振り分け方法を追加。
都道府県が同一の場合は、市区町村の東から順とし、同一市で区制の場合は北から順とし、さらに同一の場合はクラブ名の五十音順とする。

⑥ポストシーズン



ポストシーズンの会場制約

対象

B.LEAGUE
PREMIER

	制約案	会場基本スペック	収容人数	対象アリーナ数	料金(キャンセル料)
強 ↑ 制約 ↓ 弱	①ホームアリーナ検査要項を 満たすアリーナのみ可	高	多	少	高
	②現ホームアリーナ検査要項 [2024-25シーズン用] のB1要件を満たすアリーナも可				
	③追加制約なし	低	少	多	低

ラウンド	制約 採用案
QF	「①B.PREMIERホームアリーナ検査要項を満たすアリーナ」を推奨するが
SF	「②現ホームアリーナ検査要項 [2024-25シーズン用] のB1要件を満たすアリーナ」も可
FNL	「①B.PREMIERホームアリーナ検査要項を満たすアリーナ」であること ※ホームアリーナが建設・改修中の場合は現ホームアリーナ検査要項 [2024-25シーズン用] のB1要件を満たすアリーナも可とする

※ホームアリーナ以外も可・原則活動区域内